

基地周边对策事业

■ 障害防止対策事業

概要

自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するため、地方公共団体等が行う河川改修等に対して助成

根拠

○環境整備法第3条第1項

具体的内容

行為に伴う障害と工事

○洪水対策(河川改修、洪水調節池等)

降雨時の流出量が増加し、洪水被害が発生

○土砂流出対策(砂防堰堤等)

土砂流出による被害が発生

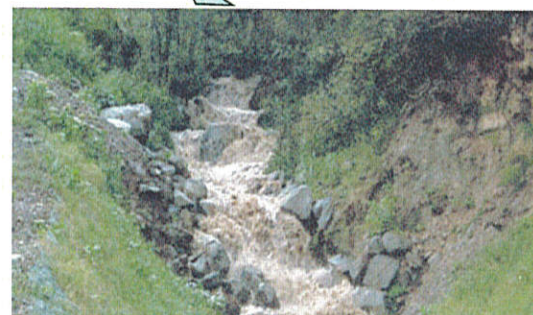
○用水対策(用水路、ため池等)

保水力が減退するため、用水不足被害が発生

○テレビ共同受信施設 等



訓練に伴い
演習場が荒廃



土砂流出状況



降雨時の流出状況



土砂流出対策の実施



洪水対策の実施

■ 民生安定助成事業

概 要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成

根 拠

○環境整備法第8条

具体的内容

- ・ 演習場等周辺において、訓練等の事前通知を必要とする場合
- ・ 飛行場周辺等において、火災予防、事故等緊急時の避難場所の確保等を必要とする場合
- ・ 飛行場等において、一時的に大量の水を使用することで周辺地域の水道に水圧低下等の影響を及ぼしている場合
- ・ 防衛施設の設置等により、事業経営に影響を及ぼしている場合 等

(※ その他静穏を要する施設の騒音対策を実施)

助成対象施設の例

有線ラジオ放送施設、無線放送施設、消防施設、救難施設、公園、緑地、屋外運動場、体育館、コミュニティ供用施設、水道、し尿処理施設、漁業用施設



公園【避難場所、防災拠点】



無線【避難・消防活動の円滑化】

■ 道路改修等事業

概 要

自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害を防止等するため、地方公共団体が道路について必要な工事を行うときに、その費用の全部又は一部を助成

根 拠：環境整備法第3条第1項及び第8条

具体的内容：

- 戦車等の機甲車両の通行により、路面損傷等の障害が認められるもの。
(3条1項)
- 自衛隊等の車両の通行により、離合困難、歩行者への危険等の障害が認められるもの。
(3条1項、8条)
- 飛行場等の周辺地域において、道路が狭隘である等のため、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図るもの。
(8条)



路面損傷
→舗装補修



歩行者への危険
→歩道整備



離合困難
→車道拡幅



消防活動への支障
→車道拡幅

民生安定助成事業(周辺環境整備課分)の適用補助率

区分	対象施設名	適用補助率			
		本土	沖縄		
環境整備法第8条	施行令第12条	第1項	有線ラジオ放送施設	8/10	8/10
		第2項	道路施設	[改良] 7/10 [舗装] 7/10 [舗装補修] 6/10 [街灯施設] 2/3	[改良] 8/10 [舗装] 8/10 [舗装補修] 6/10 [街灯施設] 2/3
		第5項	無線放送施設	7.5/10	7.5/10
		第7項	消防施設	2/3 (限度額)	2/3 (限度額)
		第8項	公園	[施設] 6/10 [土地] 5/10	[施設] 6/10 [土地] 5/10
			公園(改修)、緑地・公共空地(改修含む)	[施設] 2/3 [土地] 5/10	[施設] 2/3 [土地] 5/10
		第9項	水道	5/10	2/3
		第11項	し尿・ごみ処理施設	5/10	2/3
		第12項	老人福祉センター(改修含む)	定額	定額
		第13項	学習等供用施設(改修含む)	定額	定額
		第15項	農業用施設 (改修含む)	2/3 (但し、農民研修施設、林業研修施設、漁民研修施設、農民集会施設については限度額)	2/3~8/10 (限度額)
			林業用施設 (改修含む)		2/3・8/10 (限度額)
			漁業用施設 (改修含む)		2/3・10/10 (限度額)
		第16項	防衛大臣が指定する施設		
市町村庁舎(改修のみ) ※災害対策本部が置かれ、自衛隊又は米軍との連絡調整等が行われる施設に限る。	3/4 (限度額)		3/4 (限度額)		
救難施設	7.5/10		7.5/10		
除雪施設	7.5/10		-		